平成２４年（フ）第７９４号
熊本県熊本市上通町１番22号
破産者　株式会社パワードリーム
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７９５号
佐賀県佐賀市白山２丁目５番19号
破産者　株式会社パワーエクセレンス
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７２４号
栃木県宇都宮市陽東４丁目３番12号　プラスペリティ205、前住所福島県郡山市池ノ台20番１号　エクシード館403号
破産者　髙野　秀人
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０３号
栃木県栃木市鍋山町592番地
破産者　永島　雄一
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３１０号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目28番地２　西茂呂市営住宅４号棟５号室
破産者　竹澤　由子（旧姓大塚）
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３２号
栃木県宇都宮市平出町3715番地３　雇用促進住宅３―501、前住所栃木県宇都宮市元今泉７丁目16番29号
破産者　野澤　順子
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３３３号
栃木県宇都宮市白沢町1710番地13
破産者　有限会社飯田土建
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５８号
神奈川県座間市緑ケ丘４丁目８番34号
破産者　有限会社大畑商事
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１号
富山県高岡市本郷２丁目309番地の３
破産者　株式会社キヨウセイ
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成１８年（フ）第７０５号
静岡県沼津市中瀬町３番33号
破産者　株式会社福室工務店
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２３１号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1194番地の92
破産者　有限会社佐藤タイル工業
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１９０号
鳥取県米子市両三柳866番地の１
破産者　有限会社ロマンティゆう
1　決定年月日　平成24年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第１５２７号
横浜市保土ケ谷区権太坂２丁目１番５号
破産者　有限会社サイヤド・トレーディング
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２４号
神奈川県平塚市四之宮６丁目６番18号
破産者　有限会社晴山土木工業
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１００号
神奈川県足柄上郡大井町金手11番地７
破産者　株式会社新星建設
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１７８号
岐阜市大洞緑山２丁目９番３号
破産者　加藤　正彦
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２８号
岐阜県高山市片野町３丁目30番地
破産者　有限会社飛騨設備
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
愛知県刈谷市泉田町中西29番地１
破産者　有限会社リバーストーン
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
山口県岩国市周東町下久原2881番地の25
破産者　有限会社中川住設
1　決定年月日　平成24年10月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２４２５号
東京都大田区池上６丁目５番２号
破産者　永光建設株式会社
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２４２６号
東京都大田区多摩川２丁目24―26―1116、開始決定時の住所東京都大田区南久が原２丁目26―14
破産者　佐藤　孝光
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５３号
東京都目黒区目黒本町４丁目18番９号
破産者　有限会社城南ユニホーム
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部